

あなたの「不安」を「安心」に変える

成年後見制度の利用を 考えてみませんか？

監修／公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 司法書士 山崎 政俊

悪質商法などの被害が心配



母親に認知症の傾向が。離れて暮らしているので訪問販売など悪質商法にねらわれたらと心配……

将来に不安が…



ひとり暮らしなので、将来、認知症など病気になったときのことが不安です

お金の管理や契約に自信がない…

最近お金の管理に自信がなくなってきました。財産の管理を安心して任せられる人がいたら、と思うのですが……



成年後見制度は、認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援をする制度です。

みなさんの「不安」を「安心」に変える成年後見制度を利用してみませんか？

社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

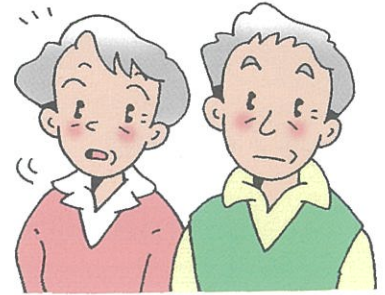
☎ 047-492-5713 FAX 047-492-3600

成年後見制度はみな

Q1 成年後見制度って何ですか？

A1 認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない人の預貯金の管理など（財産管理）や、日常生活での様々な契約など（身上監護）を支援していく制度です。

支援を受けられるのは、次のような法律行為です。



財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわってくる契約などの支援。

Q2 具体的にはどのような支援を受けられるのですか？

A2 支援する人が利用者本人に代わって契約などを行ったり（代理権）、本人のみで行った不利益な契約などの行為を取消す（同意権・取消権）など、本人を保護し、援助を行うなどです。

代理権

本人に代わって契約などの法律行為ができる制度です。本人の生活に必要な契約などを行い、援助します。

たとえば、家事や健康管理を自分自身で行うのが難しい場合は、介護、福祉サービスなど本人の生活や健康管理に必要なサービスの契約や費用の支払いを行い、さらにサービスが適切に実行されているかを確認します。

また、預貯金などの財産管理などを行います。

同意権・取消権



本人が契約などの法律行為を行うにあたり、支援する人の同意が必要となります。また支援する人の同意がないまま、本人が契約など法律行為を行った場合には、支援する人がその行為を取消すことができます。



皆さんの暮らしを守り

Q3 利用者の状態によって、受けられる支援は違うのですか？

A3 成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度という2つの制度があり、さらに、法定後見制度は利用する人の判断能力の程度に応じて3つの制度に分かれています。

名称	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
	後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
対象者 (利用者本人)	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力がある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定められた行為
同意権 取消権	日常生活に関する行為*以外のすべての行為(取消権のみ)	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	なし
	利用のしかたは  P4へ			利用のしかたは  P5へ

*日用品の購入(スーパーマーケットなどでの日用品の買い物など) その他日常生活に関する行為

支援する人(成年後見人等)であることを取引相手に示す「登記事項証明書」

後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、家庭裁判所または公証人によって、法定後見人の権限の範囲や任意後見契約の内容などを東京法務局(全国の成年後見登記事務を取り扱っています)に登記します。これを成年後見登記制度といいます。

なお、登記事務のうち、窓口での証明書交付は東京法務局および各法務局・地方法務局戸籍課でも取り扱っています。

成年後見人等が本人に代わって財産の売買や介護保険サービスの契約などを行う場合、この登記事項証明書を取引相手に提示することにより、成年後見人等が持つ代理権等の範囲や権限をその取引相手は確認することができます。

、支援する制度です

Q4 成年後見制度を利用したいときはどうすればよいのですか？

A4 成年後見制度を利用したい場合は次のような手続きをとります。

法定後見制度の利用のしかた

本人の住所地にある家庭裁判所に後見等の開始の審判を申し立てます

【申立てのできる人】

本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長（身寄りのない高齢者の場合など）、検察官など



【申立てのとき】

戸籍謄本や医師の診断書など、申立てに必要な資料を提出します。

※申立てに必要な書類については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

家庭裁判所

申立人が、法定後見制度をなぜ利用したいのか、申立ての理由（本人の生活状況や精神状態など）について申立書に記載して提出します。

それを受けて、審理が開始されます。「後見」「保佐」の審判を開始する際には、原則として本人の精神状況を医師等に鑑定してもらうことが必要です。

家庭裁判所の調査官が本人や申立人、家族、医師等から本人の精神的な障害の程度や生活状況を確認して、その事情に応じて、成年後見人等に最も適切と思われる人を選任します。



成年後見人等が支援を開始します

? 成年後見人等にはどのような人が選ばれるのか？

配偶者や親族・知人以外でも、法律や福祉の専門家、法人（社会福祉協議会や成年後見センター・リーガルサポートなど）など、家庭裁判所が本人にとって最も適切と思われる人や法人が選任されます。また、複数の成年後見人等を選任する場合があります。そのほか、成年後見制度の知識に関して、一定の研修を受け、家庭裁判所から選任された「市民後見人」の活動が行われている地域もあります。

Q5 判断能力のある人が利用できる任意後見制度とは？

A5

任意後見制度は、現在は判断能力のある人が、将来認知症などで判断能力が衰えたときに、財産管理や身上監護に関する法律行為を本人に代わって行う人（任意後見受任者）をあらかじめ自分自身で決めておく制度です。

本人の判断能力が十分でなくなったときには、本人や任意後見受任者等が家庭裁判所に申立てをし、**家庭裁判所が任意後見監督人を選任**します。

このときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、本人の財産管理や身上監護を行っていきます。



任意後見制度の利用のしかた

本人と任意後見受任者（任意後見を依頼された人）が任意後見の内容（どのようなサポートをするかなど）を話し合います。



本人と任意後見受任者が公証役場で、公正証書を作成し、正式に契約を交わします。

本人の判断能力が十分でなくなったとき、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

【任意後見監督人選任の申立てのできる人】

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者。ただし、本人に身寄りがない場合などは、任意後見受任者が申し立てることが多いでしょう。

※申立てに必要な書類については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

※市区町村長が身寄りのない高齢者等に後見人等を申し立てる場合は、本人の二親等以内の親族の有無を確認します。また、三、四親等の親族で申し立てる人がいる場合は、原則として市区町村長は申立てを行いません。



家庭裁判所で任意後見監督人を選任し、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見監督人のもとで契約内容に従って本人を保護、支援します。



Q6 費用はどのくらいかかるのですか？



A6 法定後見制度の場合、収入印紙、郵便切手など裁判所に審判を請求する手数料、利用者本人の判断能力を確認するための医師の鑑定や診断などで**10万円前後の費用**がかかります。

また、後見等が開始されれば、本人の支払い能力に応じて妥当な報酬を家庭裁判所が審判により決定します。なお、利用者が低所得者のとき、成年後見制度利用支援事業による補助を受けられる場合もあります。

任意後見制度の場合は、**任意後見受任者は本人との契約により報酬が決められます**。任意後見監督人選任の申立てには収入印紙、郵便切手などの費用がかかります。任意後見監督人の報酬額は、本人の資力等に応じて家庭裁判所が審判により決定します。

Q7 申立てから後見開始までにかかる期間は？

A7 利用する本人の状況に応じて異なりますので、一概には言えませんが、**多くの場合は4か月以内**となっています。

Q8 相談するにはどこに行けばよいのでしょうか？

A8 現在のところ、●お住まいの市区町村の担当課 ●社会福祉協議会 ●成年後見センター・リーガルサポート ●弁護士会 ●法テラス ●家庭裁判所（法定後見制度） ●公証役場（任意後見制度）などで、詳しい内容などをご相談ください。

また、各市区町村に設置されている「地域包括支援センター」でも、社会福祉士などが相談に応じたり、手続きの助言をします。

